

府政防第 1051 号
消防災第 104 号
令和 7 年 7 月 1 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
消 防 庁 次 長

災害対策基本法等の一部を改正する法律について

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 6 月 4 日に公布され、令和 7 年 6 月 4 日付け都道府県知事宛て府政防第 885 号、消防災第 90 号（以下「公布日通知」という。）において、改正法の趣旨及び同日施行の事項に係る概要等について通知しているところです。

今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 206 号）により、改正法の公布から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている規定について、令和 7 年 7 月 1 日から施行することとなりました。あわせて、関係政令、関係府令及び関係告示について、本日までに公布されております。

ついては、追って通知することとしていた事項について、下記のとおり通知いたしますので、貴職におかれましては、下記内容を御理解の上、今後の防災対策の推進に万全を期するとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

下記中の条番号は特に断りがない限り、改正法による改正後のものです。また、下記中における法令名の記載については、以下のとおりですが、改正後の法律であることが明らかなものについては、法令名を省略して条番号のみを記載しています。

- 災 対 法：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）
- 救 助 法：災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- 整備等政令：災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 7 年政令第 207 号）
- 改 正 府 令：災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 59 号）

登録団体府令：被災者援護協力団体の登録に関する内閣府令（令和7年内閣府令第58号）

記

第1 改正法等の趣旨及び内容（令和7年7月1日施行の事項に係るもの）

I 災害対策基本法の一部改正

1 中央防災会議の委員への「防災監」の追加について（第12条第5項関係）

中央防災会議は、第11条の規定に基づき、防災基本計画の策定や実施の推進などの事務をつかさどるほか、防災の基本方針や防災に関する施策の総合調整で重要なものについては、同会議の諮問を経ることとなっており、防災に関する重要な役割を担う会議である。

今般の法改正によって、平時の災害予防、発災時の災害応急対策から復旧・復興までに係る災害対応全般の司令塔として、政府内外の総合調整を担う防災監を内閣府に設置することとしている（詳細はP.26参照）。

防災監は、災害対応全般の司令塔としての役割を担うものであり、中央防災会議という場において防災対策の立案に関与する必要があることから、新たに同会議の委員に追加している。

2 市町村・都道府県災害対策本部及び特定・非常・緊急災害対策本部の協力要求先への登録被災者援護協力団体の追加について（第23条第7項、第23条の7第3項、第28条第3項及び第28条の6第3項関係）

市町村災害対策本部及び都道府県災害対策本部（以下「市町村・都道府県災害対策本部」という。）は、発災時に、防災活動を強力に推進するための組織として設けられるものであり、災害予防及び災害応急対策に関する意思決定や、関係機関との調整などの役割を担うなど、市町村及び都道府県の災害対応において中心的な役割を担っている。

令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）においては、ボランティア団体などが災害対応における大きな役割を果たした一方、支援先の各市町との間での連携体制の構築に時間を要したほか、行政側も各団体の活動場所や活動内容の把握が困難であったという事例もあり、情報共有を含む連携に課題が見られた。

このため、国による登録を受けた被災者援護協力団体（登録団体制度の概要についてはP.3～10参照）に対して、市町村・都道府県災害対策本部から、「資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力」を求めることができる旨を法律上明確化し、市町村・都道府県災害対策本部と登録被災者援護協力団

体との連携の円滑化を図るものである。

地方公共団体においては、専門的なノウハウや技術力を有する登録被災者援護協力団体との積極的な連携を行うことで、被災者援護の充実を図っていただきたい。

なお、本改正は、登録被災者援護協力団体を協力の求め先として明確化したものであり、登録を受けていないボランティア団体などについても、改正前同様、それぞれの規定における「その他の関係者」に該当するものとして協力を求めることが可能であることに留意いただきたい。

また、内閣府に設置される特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部についても、その所掌事務の範囲内において、市町村及び都道府県を支援することが想定されることから、登録被災者援護協力団体に対して必要な協力を求めることができる旨明確化している。

3 非常・緊急災害対策本部の構成員への「防災監」の追加について（第 25 条及び第 28 条の 3 関係）

非常災害対策本部及び緊急災害対策本部は、災対法に基づいて、災害の程度に応じて内閣府に設置される臨時の組織であり、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための方針作成や、関係機関などが行う災害応急対策の総合調整、緊急措置の実施などを行うこととされている。

防災監については、災害対応全般の司令塔として、これらの対応に係る意思決定などが行われる枠組みである両本部の本部員として参画し、本部長（内閣総理大臣）や副本部長（内閣官房長官、防災担当大臣その他の国务大臣）などを支え、かつ、両本部において意思決定された方針に基づいて総合調整を行う必要があることから、両本部の本部員に追加している。

4 被災者援護協力団体に対する登録制度の創設について（第 33 条の 2 から第 33 条の 11 まで、第 118 条及び第 119 条関係）

能登半島地震においては、避難所の運営、炊き出しなどによる食料の提供、被災者の健康管理や孤立防止のための見守り・相談、被災者のニーズ把握、被災家屋の応急修理などにおいて、ボランティア団体や NPO、外食事業者やスタートアップ企業をはじめとする民間事業者などが数多く活動し、被災者援護に大きな役割を果たした。

一方で、発災直後から駆け付けたボランティア団体や NPO については、被災地で被災者の援護を行う地方公共団体にとって事前情報がほとんどない団体が多く、そうした中で、全国から自主的に次々と被災地入りしたため、団体と地方公共団体との間で、被災者ニーズと団体の有する専門性のミスマッチが生じたり、連携体制の構築に時間を要したりするなどの課題も見られた。

このような課題を踏まえ、平時から、災害時に行政機関が行う被災者の援護に協力を行う意向があり、官民の互いの信頼の下、協力し合える団体について広く明らかにし、あらかじめ連携体制を構築しておく必要がある。

このため、災害時に行政機関と連携して被災者支援を充実させる取組を行う団体の活動実績などの情報を広く公表する仕組みとして、被災者援護協力団体の登録制度を創設した。

(1) 被災者援護協力団体の業務について（第33条の2第1項関係）

登録対象となる被災者援護協力団体の業務は、国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力であって、以下①～⑦の業務とする。

①避難所の運営

行政機関や避難住民と連携し、避難所を運営する業務。具体的には、簡易ベッド、パーティションの設置による避難所のレイアウト設定、防寒や暑熱対策の実施、支援物資の仕分けや配布、トイレや共用スペースの清掃などの衛生管理、行政機関との連絡調整などである。

②炊き出しなどによる食品の給与、飲料水の供給

避難所や在宅の避難者に対し、必要な食事を提供する業務。具体的には、炊き出し、お弁当の提供、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した食事の提供、飲料水の配布などである。

③被服、寝具などの生活必需品の給与・貸与

被服、寝具、衛生用品などの生活必需品の給与や貸与をする業務である。

④被災した住宅の応急修理、土砂の除去

住宅の被害拡大を防ぎ、住環境を確保する業務。具体的には、瓦の補修や屋根へのブルーシート掛け、損傷した床材や壁の応急修理、土砂やガレキの撤去、倒木や流木などの障害物の除去、水没した家具や家電などの損傷品や貴重品の運び出し、家屋や敷地内の清掃や消毒の実施などである。

⑤被災者からの相談対応、被災者に対する情報提供又は助言

避難生活や生活再建に関する被災者から寄せられた悩みや課題について、相談を受け付け、情報提供や助言により支援する業務。具体的には、庁舎や避難所に設置された相談窓口を利用した支援物資の受取場所や交通機関の運行状況に関する情報提供、各種行政手続の申請支援などである。また、在宅避難者への戸別訪問を含む、要配慮者に対する体調管理や持病悪化防止についての助言などである。

⑥ボランティアの受入れの実施に係る連絡調整

被災地に設置される災害ボランティアセンターなどにおいて、ボランティアが円滑かつ安全に活動を行える環境を整備するため、受入れ実施に当たっての連絡調整業務を実施する業務。具体的には、活動内容や活動場所の決定、活動に当たっての注意点などの説明、休憩場所や宿泊場所の決定、地方公共団体や社会福祉協議会との調整などである。

⑦その他被災者の援護を図るために必要な協力の業務

上記①～⑥以外の被災者援護協力業務。具体的には、行政機関と連携した、子供向け遊び場の提供や学習支援、被災者同士の交流を促進するレクリエーション活動の企画などである。

また、登録被災者援護協力団体制度は、法人格を有しない任意団体の登録も想定している。このため、登録団体府令において、登録対象となる任意団体を、「法人でない団体であって、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。」と規定している（登録団体府令第3条）。

(2) 登録の申請について（第33条の2第2項関係）

的確な業務実施を担保するために、被災者援護協力団体の登録に当たって必要な、要件を満たしているか、欠格要件に該当していないかなどの確認に必要な書類を提出してもらい、国において適切に審査する必要がある。

そのため、被災者援護協力団体の登録を受けようとする団体は、以下の事項を記載した登録事項申請書に、以下に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に申請することとしている（登録団体府令第4条）。

<登録事項申請書の記載事項（別記様式第1号）>

- ・被災者援護協力業務を行おうとする地域
- ・行おうとする被災者援護協力業務の種類
- ・過去に実施した被災者援護協力業務（協力した国の機関又は地方公共団体名、実施時期）

<添付書類>

- ①登録を受けようとする団体が法人である場合には以下の書類
 - ・定款及び登記事項証明書
 - ・代表者の住民票の写し
- ②登録を受けようとする団体が法人その他これに準ずるものとして内閣府令で定める団体である場合には以下の書類
 - ・事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずる書類及び代表者の住民票の写し
- ③災対法第33条の2第4項第1号に規定するその行おうとする被災者援護協

- 力業務に必要な機材その他の物資を記載した書類
- ④ 災対法第 33 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者の氏名及び略歴を記載した書類
 - ⑤ 災対法第 33 条の 2 第 4 項第 2 号イに規定する被災者援護協力業務を適切に行うために必要な管理者の氏名を記載した書類
 - ⑥ 災対法第 33 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する被災者援護協力業務の適切な実施の確保に関する業務方法書
 - ⑦ 災対法第 33 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する被災者援護協力業務の実績を確認することができる書類
 - ⑧ 登録を受けようとする団体が、法第 33 条の 2 第 3 項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ⑨ 災対法第 33 条の 6 に規定する被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書
 - ⑩ 登録を受けようとする団体が被災者援護協力業務を適正かつ確実に行うことができることを確認するため参考となるべき事項を記載した書類

(3) 登録の欠格要件について (第 33 条の 2 第 3 項関係)

登録の欠格要件として、登録を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない団体や、役員のうち以下いずれかに該当する者のある団体は、登録を受けることができないこととしている。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 1 条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの (心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者)

なお、「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者」については、登録団体府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定したところ。本欠格要件は、登録被災者援護協力団体は、被災現場で厳しい環境に置かれている被災者の支援に当たる必要があることから、団体の活動方針を決める者に対して一定の要件を設ける趣旨であって、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くない。例えば、障害を有する者が役員に含まれる団体であっても、介助者などによる必要なサポートを受けて、役員として必要な

認知、判断及び意思疎通を行い、団体の活動方針が決められる者は、当該要件には該当せず、申請団体が、その他の必要な登録要件を満たしていれば、被災者援護協力団体としての登録は可能である。

(4) 登録の要件について（第33条の2第4項関係）

登録被災者援護協力団体が災害発生時において避難所の運営や炊き出しなどの業務を的確に実施するためには、十分な準備、知識や技能、体制、経験が必要である。そのため、以下に掲げる4つの要件を登録要件として設定している。

①物的な準備（第1号）

その行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資を有していること。

②人的な能力の確保（第1号）

被災者援護協力業務に従事する者のうち2人以上が当該被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者として内閣府令で定める者であるものであること。「被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者」については、登録団体府令において、「被災者援護協力業務に従事した経験を有する者」か、「これらの者と同等の知識及び技能を有する者」としている。

③組織体制の整備（第2号）

被災者援護協力業務を適切に行うための次に掲げる措置がとられていること。

- イ 被災者援護協力業務を適切に行うための管理者が置かれていること。
- ロ 被災者援護協力業務の適切な実施の確保に関する業務方法書その他の文書が作成されていること。

④その行おうとする被災者援護協力業務の相当程度の実績（第3号）

実績証明として、行政機関と連携した被災者援護協力業務の実績を求めることとなる。このため、申請団体が、当該実績を証する書面を作成する際に、各地方公共団体に対し、協力を求める場合があることについて、留意されたい。また、申請団体が添付した実績を証する書面の事実確認のため、内閣府から当該地方公共団体に照会をする場合があるので、協力をお願いしたい。具体的な添付書類については、別途、事務取扱要領などで定めるので、参照されたい。

(5) 登録簿について（第33条の2第5項関係）

登録簿には、次の事項を記録することとする。

①登録年月日及び登録番号

②登録被災者援護協力団体の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- ③被災者援護協力業務を行おうとする区域
- ④上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

④の「内閣府令で定める事項」としては、登録団体府令において、「登録を受けた被災者援護協力業務の種類」、「登録を受けようとする団体が過去に被災者援護協力業務を実施した国の機関名又は地方公共団体名及びその実施時期」を規定している。

なお、今般の法改正にあわせ、登録簿以外の情報を含め、申請書及び添付資料に記載されている登録団体の情報並びに登録団体に関する地方公共団体から提供された情報を反映したデータベースを構築する予定である。今後、データベースを活用して、平時から、登録団体と行政機関が、互いに顔の見える関係作りを行い、また、発災時には、地方公共団体がデータベースにアクセスし、被災地に駆けつけた登録団体の活動実績や業務方法を確認して速やかに連携体制を構築することを目的として運用する予定である。

(6) 災害救助法第8条第2項による協力命令について（第33条の3関係）

今般、都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体を救助に協力させることができることとする規定を新設している（救助法第8条第2項）。

登録被災者援護協力団体の自主的な活動を尊重する必要があるため、都道府県知事等は、協力命令を発出する前に、登録団体と適切な業務の連携を図り、業務委託など、命令によらない協力の要請の在り方を検討し、真にやむを得ない場合にのみ命令を発出することを検討することが望ましい。

(7) 表示の制限について（第33条の4関係）

登録被災者援護協力団体以外の団体が、登録被災者援護協力団体を名乗ることを禁止することで、登録団体を偽装する団体を排除することができる。これにより、災害時に多種多様な団体が被災者の援護を行う混乱した被災現場においても、行政機関が、登録された団体であることが一目で認識することが可能となる。

(8) 被災者援護協力業務の方法について（第33条の5関係）

登録被災者援護協力団体は、登録要件に加え、被災者援護協力業務を適切に行うための内閣府令で定める基準に適合する方法により被災者援護協力業務を行わなければならないこととしている。内閣府令で定める基準としては、登録団体府令において、以下に掲げるものを規定している。

- ①被災者援護協力業務の実施に支障が生じた場合において、速やかに、当該支障を除去するための措置を講ずること。
- ②被災者援護協力業務が専任の管理者による管理の下で行われること。
- ③(2)⑥に掲げる文書に記載された事項に従って被災者援護協力業務を実施すること。
- ④被災者援護協力業務に関して知り得た情報を、正当な理由なく、被災者援

護協力業務の用に供する目的以外に利用しないこと。

- ⑤登録を受けている旨の表示を適切に行い、被災者援護協力業務に従事すること。
- ⑥国、地方公共団体等と必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら業務に従事すること。

(9) 秘密保持義務について（第 33 条の 6 関係）

登録被災者援護協力団体の役員などは、被災者援護協力業務を行う過程で、行政機関が行う災害対応上の情報に触れることもあるため、正当な理由なく、被災者援護協力業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととしている。

なお、被災者台帳に関する秘密保持義務については第 90 条の 6 で規定されており、本規定（第 33 条の 6）で措置するものからは除かれている。

(10) 業務の休廃止について（第 33 条の 7 関係）

登録被災者援護協力団体は、被災者援護協力業務を休止し、又は廃止したときは、その旨を、登録団体府令に規定する申請書により、内閣総理大臣に届け出なければならないこととし、廃止の届出があったときは、登録の効力を失うこととしている。

(11) 改善命令について（第 33 条の 8 関係）

内閣総理大臣は、登録被災者援護協力団体が、登録要件や、被災者援護協力業務を適切に行うための内閣府令で定める基準に適合する方法により被災者援護協力業務を行っていないと認めるときは、登録被災者援護協力団体に対し、改善命令をすることができることとしている。

(12) 登録の取消しについて（第 33 条の 9 関係）

内閣総理大臣は、登録被災者援護協力団体が以下のいずれかに該当するとき、登録を取り消すことができることとしている。

- ①登録の欠格要件に該当するに至ったとき。
- ②登録の変更・休止の届け出をしていなかったとき。
- ③改善命令に違反したとき。
- ④不正の手段により登録を受けたとき。
- ⑤内閣総理大臣による求めに応じず、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- ⑥正当な理由がなく救助法による救助に関する業務に協力していないと認めるとき。

(13) 報告又は資料の提出について（第 33 条の 10 関係）

内閣総理大臣は、被災者援護協力業務の適切な運営を確保するために必要な限度において、登録被災者援護協力団体に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができることとしている。

(14) 登録簿の公表について（第 33 条の 11 関係）

内閣総理大臣は、登録をしたとき及び登録を取り消したときなどには、その旨をインターネットの利用などにより公表しなければならないこととしている。

(15) 罰則規定について（第 118 条及び第 119 条関係）

登録被災者援護協力団体が秘密保持義務に違反した場合（第 33 条の 6 違反）には 20 万円以下の過料に、登録被災者援護協力団体でない者が表示の制限に違反した場合（第 33 条の 4 違反）には 10 万円以下の過料に処することとする。

(16) 留意事項

登録団体が行う被災者援護協力業務が被災地に寄り添ったものとなるよう、平時から地方公共団体と登録被災者援護協力団体が顔の見える関係作りを進めるようお願いする。また、被災現場で被災者援護協力業務が適切に行われるか国において把握する際には、ボランティア団体や NPO の活動状況の情報収集について、地方公共団体にも協力をお願いする。

5 防災に必要な物資の備蓄状況の公表について（第 49 条第 2 項）

地方公共団体において、平時から必要な物資を備蓄しておくことは重要であることから、地方公共団体の長が、毎年 1 回、物資の備蓄の状況を公表することとした。

① 地方公共団体の長による備蓄の在り方

イ 市町村長が備蓄すべき品目と必要な備蓄量

市町村長は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレや簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッドやエアベッドなどの簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液などの感染症対策に必要な物資などの避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。

これらの物資の備蓄に当たっては、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低 3 日間、推奨 1 週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こども、アレルギー疾患を有する者など多様なニーズに配慮するものとする。

特に、避難所における備蓄については、例えば、各避難所の想定避難者数に応じて、避難者1人あたり 3.5 m²の居住スペースを確保するために、パーティションや段ボールベッド、エアベッドなどの簡易ベッドの必要備蓄量を確保するなど、発災直後から、各避難所においていわゆる「スフィア基準」に沿った良好な生活環境が整備されるよう、必要備蓄量の確保を行うものとする。

なお、最大規模の災害における想定避難者数や必要な備蓄量を推計するに当たっては、想定避難者数については、

- ・「南海トラフ巨大地震の被害想定について（再計算）～施設等の被害【定量的な被害量（都府県別の被害）】～」(令和元年6月 内閣府政策統括官（防災担当）)
 - ・「首都直下地震の被害想定と避難者・帰宅困難者対策の概要について」
- などの計画などを参考とし、最低必要量については、
- ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」
 - ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」
 - ・「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定 内閣府（防災担当）」

などの計画や次ページの算出式の例を参考にすること。

<最低必要量の算出式の例>

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数 ^{※1}	避難所避難者数×1人1日当たり 必要量3食×3日間 ※避難所外避難者数については地 域の実情に応じて考慮
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数×1人当たり必要 枚数2枚
乳児用粉ミルク 又は液体ミ ルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×0歳人口比率 ^{※2} ×1人1日当たり必要量(乳幼児粉 ミルクは140g、乳幼児液体ミルク は1リットル)×3日間 ※避難所外避難者数については地 域の実情に応じて考慮
乳児・小児用お むつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×0～2歳人口比 率 ^{※3} ×1人1日当たり必要量8枚 ×3日間 ※避難所外避難者数については地 域の実情に応じて考慮
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者×必要者割合0.005 ^{※4} ×1人1日当たり必要量8枚×3 日間 ※避難所外避難者数については地 域の実情に応じて考慮
携帯トイレ・簡 易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	避難所避難者数×上水道支障率 ^{※5} ×1人1日当たり使用回数5回× 3日間 ※避難所外避難者数については地 域の実情に応じて考慮
トイレトペ ーパー	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×1人1日当たり 必要量0.18巻 ^{※6} ×3日間 ※避難所外避難者数については地 域の実情に応じて考慮
生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×12～51歳女性人 口比率 ^{※7} ×1人7日間当たり必要 量30枚×1/7 ^{※8} ×1/4 ^{※9} ×3 日間 ※避難所外避難者数については地 域の実情に応じて考慮

- ※1 避難所以外の場所に避難したが、物資の提供が必要な者の合計
- ※2 国勢調査(総務省統計局)を参照
- ※3 国勢調査(総務省統計局)を参照
- ※4 避難者のうち要介護の高齢者の割合を想定したもの(阪神・淡路大震災時
の避難所調査において、一時点における避難者数に占める要介護の高齢者避
難者数の割合が約0.005だったことに基づく)
- ※5 自治体ごとの断水人口の想定割合
- ※6 経済産業省生産動態統計による販売量及び総務省人口推計による試算
- ※7 国勢調査(総務省統計局)を参照
- ※8 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの
- ※9 生理期間を4週に1回と想定したもの

ロ 市町村長が公表すべき備蓄品目

市町村長は、イによる避難生活に必要な物資の備蓄状況について、毎年1回、広く住民に公表するものとする。なお、公表する品目（区分）については、各地方公共団体の御協力の下、本年1月に内閣府が公表した「災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果」を参考とされたい。

ハ 都道府県知事が備蓄すべき品目と必要な備蓄量

都道府県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとする。

ニ 都道府県知事が公表すべき備蓄品目

都道府県知事は、ハによる避難生活に必要な物資の備蓄状況について、毎年1回、広く住民に公表するものとする。

市町村分を取りまとめて公表する場合、都道府県による備蓄部分を明確に示すこと。

なお、公表する品目（区分）については、各地方公共団体の御協力の下、本年1月に内閣府が公表した「災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果」を参考とされたい。

② 公表時期

公表時期については、各地方公共団体の判断により、任意の時期で公表して差し支えないが、毎年、その年の備蓄状況に関して、12月31日までに公表すること。

また、令和7年における公表については、改正法の施行日の1年後である令和8年7月1日までに公表することで差し支えない。

③ 公表手法

地方公共団体のホームページなどによる公表を想定しているが、備蓄状況が広く住民に周知されるものであれば、その手法は問わない。

④ 新物資システム（B-PLo）の入力及び活用

地方公共団体は、物資の備蓄状況を「新物資システム」（B-PLo）に定期的に入力し、最新の状況を把握するとともに、公表資料の作成に当たっては、同システムから出力したデータを活用されたい。なお、業務効率化のため、今年度中に同

システムの改良を行い、公表に適した様式でデータを出力する機能を実装予定であるので承知されたい。

⑤ 地方公共団体間の連携

発災時には、被災地方公共団体が、避難生活に必要な物資の提供を近隣の地方公共団体に要請することも想定されるため、平時から、都道府県を中心にその連携体制の構築を図っておくことが望ましい。

⑥ 地域防災計画への位置づけ

第 40 条第 2 項及び第 42 条第 2 項に基づき、地域防災計画は備蓄に関する計画などの事項について定めることとされているところ、同計画の事項として、①イ及びハの事項について具体的に定めることが望ましい。

6 災害情報収集等に当たっての情報通信技術等の活用について（第 51 条第 2 項関係）

発災時、災害応急対策責任者の間で、デジタル技術を活用して災害情報を迅速に共有することが、全体最適な災害対応を実行するために重要である。これまでも、第 51 条第 1 項において、災害応急対策責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない旨規定していたが、今般の改正により、同条第 2 項において、災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、デジタル技術の活用などに努めなければならない旨規定することとした。

「災害に関する情報」について、内閣府においては、発災時の状況把握や対応方針の判断のため、行政機関などで共有すべき特に重要な情報を、26 の分類、99 の細分及びこれらの項目毎に具体的に共有すべき約 1,300 のデータ属性に整理した上で、「災害対応基本共有情報」(EEI)として公表している。これにより、共有すべき情報の標準化を図るとともに、災害情報を共有する基盤となる「新総合防災情報システム」(SOBO-WEB)と各機関の防災情報システムとの連携を進めていくこととしている。地方公共団体にあつては、公布日通知の第 2 I 4 (4) に記載のとおり、「防災デジタルプラットフォーム」の早期構築に向けて、「新総合防災情報システム」(SOBO-WEB)とのシステム連携や利用申込みを速やかに行っていたなど、防災 DX の推進に努められたい。

7 指定行政機関の長等による応援等の強化

(1) 市町村長による都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（第 68 条の 2 関係）

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（以下「指定行政機関の長等」

という。)に対する応急措置の実施の要請については、第 70 条第 3 項において、都道府県知事が必要と認める場合にできることとされており、当該要請を受けた場合について、指定行政機関の長等に対する応諾義務を課している。

一方、市町村長においては、指定行政機関の長等に対して、直接、応急措置の実施を要請することができる規定はないことから、災害応急対策の中でも応急的な対応が必要となる応急措置については、まず、①明示的に市町村長から都道府県知事に対して、第 70 条第 3 項に基づく要請を行うよう求めることができることとした。また、この場合に、市町村長から直接、指定行政機関の長等に、都道府県知事に対して当該要求をしたこと、及び市町村の区域における災害の状況を通知できることとした（第 68 条の 2 第 1 項）。

これにより、指定行政機関の長等においても、市町村長から通知を受けることにより、都道府県知事からの要請に先立ち、被害状況などを迅速に覚知することができ、応急措置の実施の準備などに着手することが可能となる。

また、②市町村長から都道府県知事に対する要求ができない場合については、当該要求ができないこと、及び市町村の区域における災害の状況を、指定行政機関の長等に通知することができることとした（第 68 条の 2 第 2 項）。

この規定は、①による対応を原則としつつ、都道府県庁舎との間での通信の途絶、都道府県における混乱などにより要求が適切に受領できない状況が生じている場合においても、指定行政機関の長等による応急措置の実施が迅速に行われることを意図したものである。②の通知を受領した指定行政機関の長等においては、その内容や緊急性などを勘案した上で、都道府県からの要請を待ついとまがないと認める場合について、応急措置を実施することとなる。

①②いずれの場合も、市町村長から指定行政機関の長等に対して通知を行った場合については、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならないこととした（第 68 条の 2 第 3 項）。都道府県知事が当該市町村を含む都道府県の区域における災害応急対策全般の総合調整などを担っている中において、市町村長と指定行政機関の長等との間の調整内容を把握することが望ましいためである。

これらの要求及び通知については、災害時における速やかな対応が求められることを踏まえ、その方法について特段の指定をしていない。書面はもちろんのこと、必要な情報が正確に伝達できれば、口頭などでも構わない。また、①において指定行政機関の長等に通知した場合における都道府県知事に対する通知は、都道府県知事に対する要求と同時に行うことも可能であり、②において指定行政機関の長等に通知した場合における都道府県知事に対する通知については、通信の回復などにより通知が可能となった状況において行えば足りる。

市町村長におかれては、発災時における都道府県知事及び指定行政機関の長

との円滑な連携が可能となるよう、平時からの連絡体制の構築などに努められたい。また、自衛隊の災害派遣については、改正法の施行以前から別途、規定が設けられており（改正前の災対法第 68 条の 2）、引き続き、当該規定に基づき行うものとする（第 68 条の 3）。

（2）指定行政機関の長等による都道府県知事の応援（第 74 条の 4 第 2 項関係）

改正前の災対法第 74 条の 4 においては、都道府県知事から指定行政機関の長等に対する応援の要求ができる旨が規定されている。災害時などにおいては、都道府県知事は当該都道府県の地域に係る災害応急対策を実施することとなるが、自ら実施する、又は他の地方公共団体などからの応援を受けるのみではこれが困難な場合も想定され、かかる場合において国に対しても応援を求めることができるようにしているものである。

この規定は、従来、あくまで都道府県知事からの要求をもとに実施することとされていたが、近年の災害における対応状況などを踏まえれば、災害応急対策全般について国の応援が必要な事例が増大することも考えられ、これらの応援が機動的に実施できるようにしておくことが望ましい。

このため、第 74 条の 4 第 1 項に規定されるような都道府県知事からの要求がない場合であっても、指定行政機関の長等が、都道府県の知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、同条第 1 項の規定による応援の要求を待たないといふと認められるときについては、当該要求を待たないで、災害応急対策について応援をすることができることとした（第 74 条の 4 第 2 項）。

これにより、都道府県からの要求がなくとも、国の判断において必要性が認められれば、先手で、都道府県を応援することができることとなる。

なお、都道府県の地域に係る災害の状況については、国よりも先に都道府県が把握する場合も多いと考えられる。迅速な応援の実施のためには、都道府県から各指定行政機関に対して、応援の要否の迅速な判断に資するような被害状況などの情報を伝達することが重要であることから、引き続き、円滑な情報連携に努められたい。

その際、災対法に基づき現地対策本部が設置されている場合については、当該現地対策本部の本部員などを通じて、被害情報を伝達することも考えられる。

なお、本規定については、発災後に限らず、いわゆる「おそれ段階」も対象とするものである。そのため、今後発生しうる災害の状況などを想定し、実際に災害が発生した場合にはその対応が困難になると指定行政機関の長等が判断したときにも、要請を待たずに応援する必要があることに留意されたい。

(3) 指定行政機関の長等による応急措置の代行（第78条の2第1項関係）

改正前の災対法第78条の2においては、市町村長が行うべき応急公用負担などの応急措置について、市町村及び都道府県が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長等が代行しなければならないこととされている。

「全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき」という要件に至る状況になくとも、市町村長又は都道府県知事による応急措置の実施が困難である場合であって、災害応急対策の円滑な実施のため、応急措置を実施する緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、市町村長が実施すべき応急措置を指定行政機関の長等が代行しなければならないこととした（第78条の2第1項第2号）。

「市町村長又は都道府県知事による応急措置の実施が困難」については、個別具体的に判断されるものであり、指定行政機関の長等において、事前に市町村又は都道府県に確認の上、応急措置の実施が困難であると判断した上で代行することが想定されるほか、明らかに、被害の状況などから市町村長又は都道府県知事における対応が困難である場合（例：地方公共団体が、他の災害対応に忙殺され当該応急措置の実施が困難であり対応が見込まれない上に、指定地方行政機関等からの連絡もつかないような状況）に代行を行うことも考えられる。

「施設又は設備に係る応急措置」については、高齢者施設や通信施設が被害を受けた際、これらの施設などへの災害応急対策の実施に必要となる施設などの周辺における応急措置を含むものである。

「災害応急対策の円滑な実施のため」については、行おうとする応急措置が災害応急対策の実施のために必要であることを要件とするものであり、単に、施設又は設備を復旧させることそのものを目的とした応急措置は対象とはならない。

「緊急の必要があると認めるとき」については、指定行政機関の長等において、その緊急性を判断するものである。

なお、第78条の2第1項第2号の場合に該当するときにおいて代行をした場合において、同号に規定する応急措置を実施する緊急の必要がなくなった場合については、これを市町村長に引き継がなければならないものとした（整備等政令による改正後の災害対策基本法施行令第36条の6第2項）。

8 被災者の生活環境の整備

① 避難所における生活環境の整備等（第86条の6関係）

発災時には、避難所の生活環境などを適切に把握し、被災者に必要な支援をすることが重要であることから、災害応急対策責任者の努力義務として、災害応急対策責任者が相互に協力し、避難所の運営状況に関する情報を把握することや、

避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置として、新たに福祉サービスの提供及び情報の提供を講ずることを規定した。

イ 避難所の運営状況に関する情報の把握及び情報の提供

被災市町村は、避難所を設置した場合には、運営責任者を配置するなどして、避難所の運営状況に関する情報を適切に把握することが重要である。また、被災市町村の職員が中心となって、あらゆる主体が連携して、避難所の巡回を実施するなどし、避難所の生活環境などに関する情報の把握を行うとともに、避難者に必要な支援情報を提供するよう努めることが重要である。

さらに、情報通信技術を活用した情報の把握及び提供に努めることで、より効率的かつ効果的な被災者支援につながることを期待できる。例えば、被災者支援システムを導入し、避難者に関する情報を、被災者台帳として集約した上で、1人ひとりに寄り添った見守り・相談支援に活用するといったことが考えられる。

なお、避難所におけるトイレ、テント、食事、ベッド、入浴の状況など、良好な避難生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」などに沿って取組を進めていただいている状況について、「発災時における避難所の確保及び生活環境の整備等について（令和7年5月28日付事務連絡）」のとおり、内閣府から、様式とともに情報提供の依頼をさせていただくため、あらかじめ御了知いただきたい。

ロ 「福祉サービスの提供」

ここでいう「福祉サービス」とは、避難生活において配慮を必要とするあらゆる者に対して行われる福祉サービス全般を含む概念である。

例えば、被災市町村の福祉関係職員による避難所の巡回のほか、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の避難所への派遣などが想定される。

② 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮（第86条の7関係）

発災時には、在宅避難者などに関する情報を適切に把握し、必要な支援を届けることが重要であることから、災害応急対策責任者の努力義務として、災害応急対策責任者が相互に協力し、在宅避難者などに関する情報を把握することや、そうした被災者の生活環境の整備に必要な措置として、新たに福祉サービスの提供を講ずることを規定した。

イ 避難所外避難者に関する情報の把握

被災市町村の職員に加え、福祉関係者やNPOの協力も得て、あらゆる主体が連携して、被災地における在宅避難者などの滞り場所を巡回するなどし、情報の把握を行うとともに、避難所で提供される物資や必要な支援情報を提供するよう努めることが重要である。

また、情報通信技術を活用した情報の把握及び提供に努めることで、より効

率的かつ効果的な被災者支援につながることを期待できる。例えば、平時から防災アプリを導入し、発災時に在宅避難者などのニーズに応じた支援情報を提供するといったことが考えられる。

ロ 「福祉サービスの提供」

ここでいう「福祉サービス」とは、避難生活において配慮を必要とするあらゆる者に対して行われる福祉サービス全般を含む概念である。

例えば、被災市町村の保健、福祉関係職員による巡回のほか、DWATによる在宅・車中泊避難者を含む要配慮者への福祉的支援が想定される。

ハ 留意事項

内閣府で作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」も参考に、避難所外避難者に対しても、避難所で提供される物資や情報などが等しく提供され、適切に行きわたるように努めること。

9 広域一時滞在（第 86 条の 8 から第 86 条の 13 まで関係）

発災時には、被災住民を広域的に避難させることも想定されるが、その際、当該避難を円滑に行うとともに、避難先においても、被災住民に対して必要な情報を届けることが重要であることから、市町村長は、広域一時滞りの協議に際し、協議元市町村長と協議先市町村長間の情報連携を推進し、当該協議に係る被災住民に対する情報提供を充実させるための規定を措置した（第 86 条の 8 第 3 項及び第 8 項）。

また、市町村長は、都道府県外広域一時滞りの協議に際し、協議元都道府県知事、協議先都道府県知事、協議元市町村長及び協議先市町村長間の情報連携を推進し、当該協議に係る被災住民に対する情報提供を充実させるための規定を措置した（第 86 条の 9 第 2 項、第 5 項、第 7 項及び第 14 項）。

なお、いわゆる「2次避難」に関する考え方や手続きなどについては、今年度中に、内閣府において、ガイドラインを作成する予定である。

① 協議に係る各被災住民に関する情報の提供

イ 協議元市町村長から協議先市町村長に対する情報の提供

広域一時滞りの協議に際しては、協議元市町村・協議先市町村の双方で、協議に係る被災住民の情報を共有しておくことが重要である。このため、協議元市町村長は、自らが保有する被災住民の情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、支援の実施状況、要配慮者であるときはそれに関する情報など）を協議先市町村長に対して提供しなければならないこととした。

これは、都道府県外広域一時滞在の協議に際しても同様である（この場合は、協議元都道府県知事及び協議先都道府県知事を介して情報提供が行われることとなる。）。

ロ 協議先市町村長から協議元市町村長に対する情報の提供

広域一時滞在を行っている間においても、協議元市町村・協議先市町村の双方で、被災住民の情報を共有しておくことが重要である。このため、協議先市町村長は、協議元市町村長から求められたときは、自ら保有する受け入れた被災住民に関する情報（支援の実施状況など）を提供しなければならないこととした。これは、都道府県外広域一時滞在の場合も同様である。

② 被災住民に対する情報の提供

広域一時滞在時には、被災住民に支援情報を適切に届けることが重要である。このため、協議先市町村長は、協議元市町村長から、受け入れた被災住民に対する支援に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するものとした。これは、都道府県外広域一時滞在の場合も同様である。

なお、これは、協議元市町村長が広域一時滞在先における被災住民の居所や連絡先を把握している場合に、協議先市町村長を介さず、直接、当該被災住民に対して支援情報を郵送や電話などで提供することを妨げるものではない。

③ 個人情報の保護に関する法律との関係について

第 86 条の 8 第 3 項及び第 8 項並びに第 86 条の 9 第 2 項、第 5 項、第 7 項及び第 14 項の規定に基づき、各種情報（保有個人情報）を提供する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当する。

このため、上記の場合には、市町村長又は都道府県知事（第 86 条の 10 又は第 86 条の 13 に基づき広域一時滞在の協議などの代行が行われる場合は都道府県知事又は内閣総理大臣）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該情報を提供することが可能である。

10 被災者台帳の作成（第 90 条の 3 関係）

① 登録被災者援護協力団体に対する情報提供の求め

登録被災者援護協力団体による活動を通じて得られた情報については、被災者援護を実施する市町村長において、適切に把握した上で、被災者台帳などに、集約・管理することが適当である。このため、市町村長による被災者台帳の作成に当たり、登録被災者援護協力団体から、円滑に情報提供をしてもらうことが重要である。

この点、現行制度においては、市町村長が、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができることとされていたところ、今般、登録被災者援護協力団体制度を創設したことに伴い、当該情報提供の求め先として、登録被災者援護協力団体を明示した（第90条の3第4項）。

② 市町村長による都道府県知事に対する協力の求め

現行制度においては、市町村長のみが、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときに、全国の地方公共団体の長に対し、情報提供を求めることができることとされていたところ（第90条の3第4項）、災害時、市町村長が都道府県知事と連携し、被災者に関する情報収集を効率的に行うに当たっての手續を明確にする等の観点から、市町村長は、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し第90条の3第4項の規定による要求を行うときは、都道府県知事に対し協力を求めることができることとし、都道府県知事は、その要求に応ずるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、当該被災者に関する情報の提供を求めることができることを規定した（第90条の3第5項及び第6項）。

イ 「関係地方公共団体の長その他の者」について

「その他の者」については、基本的には、教育委員会や公安委員会などの執行機関を想定している。

ロ 個人情報保護法との関係について

第90条の3第5項及び第6項の規定に基づき、情報提供の求めに応じて、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する情報（保有個人情報）を提供する場合については、個人情報保護法第69条第1項に規定する「法令に基づく場合」に該当する。

このため、上記の場合には、第90条の3第6項の求めを受けた関係地方公共団体の長その他の者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該求めを行った都道府県知事に対し当該情報を提供することが可能であり、また、当該求めを行った都道府県知事は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、同条第5項の求めを行った市町村長に対し当該情報を提供することが可能である。

ハ 同一都道府県内の他の複数の市町村長に対する情報提供の求めについて

市町村長は、第90条の3第4項に基づき、都道府県知事又は同一都道府県内の他の市町村長に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができ、情報提供の求めに応じて、被災者に関する情報（保有個人情報）を提供する場

合については、個人情報保護法第 69 条第 1 項に規定する「法令に基づく場合」に該当する。

このため、上記の場合には、第 90 条の 3 第 4 項の求めを受けた都道府県知事又は同一都道府県内の他の市町村長は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該求めを行った市町村長に対し当該情報を提供することが可能である。

なお、大規模災害時において、求め先となる他の市町村が複数にわたる場合であって、かつ、市町村の災害対応業務のひっ迫により求め先の市町村から提供される情報を的確かつ迅速に集約することが困難であり、被災者台帳の的確かつ迅速な作成に支障が生ずるおそれがある場合等においては、市町村長は、第 90 条の 3 第 4 項に基づき、他の市町村長に対して被災者に関する情報の提供を求めるとともに、都道府県知事に対しても、当該他の市町村長から一旦集約した情報の提供を求めることが想定される。その場合、当該他の市町村長は、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の各要件を検討の上で、同号に該当するものとして、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該都道府県知事に対して、被災者に関する情報を提供することが可能と判断することは妥当である。

11 台帳情報の利用及び提供等（第 90 条の 4 関係）

登録被災者援護協力団体の活動に当たっては、被災者に関する情報が必要となる場合がある。

この点、被災者台帳は、被災者の支援漏れなどを無くし、支援を総合的・効率的に実施するため、被災者に関する基本的な情報や被災者の援護の実施状況などの情報が掲載されているところ、台帳情報の提供先として、登録被災者援護協力団体を明確に規定し、登録被災者援護協力団体からの求めに応じて、被災者援護協力業務に必要な限度で、台帳情報の提供を可能とした（第 90 条の 4 第 1 項）。

イ 「災害に起因して市町村の区域内の生活環境が安定しないことから被災者の生命又は身体を害するおそれがあり、かつ、当該市町村の市町村長が、被災者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるとき」について

被災者援護協力団体に対する台帳情報の提供は、被災者援護協力業務に必要な限度で、真に本人の利益になる場合に行われるべきである。

ロ 個人情報保護法との関係について

第 90 条の 3 第 4 項の規定に基づき、登録被災者援護協力団体が市町村長からの情報提供の求めに応じて、当該市町村長に対し被災者に関する情報（個人データ）を提供する場合については、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、また、災対法第 90 条の 4 第 1 項第 4 号の規

定に基づき、登録被災者援護協力団体の求めに応じて、市町村長が当該登録被災者援護協力団体に対し台帳情報（保有個人情報）を提供する場合には、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当する。

このため、上記の場合には、登録被災者援護協力団体は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、被災者に関する情報（個人データ）を提供することが可能であり、また、市町村長は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、台帳情報（保有個人情報）を提供することが可能である。

II 災害救助法の一部改正

1 救助の種類（第 4 条関係）

高齢化などが進展する中で、災害時には、避難所に避難する要配慮者に対する福祉的支援はもちろんのこと、在宅避難者などに対する福祉的支援を充実させる必要がある。

このため、救助法の救助の種類として新たに「福祉サービスの提供」を規定した（第 4 条第 1 項）。

① 対象者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）とする。

※災害時要配慮者には、妊産婦やこどもも含む。

② 具体的な内容

「福祉サービスの提供」の具体的な内容として規定されるのは、次に掲げるものである。

- イ 災害時要配慮者に関する情報の把握
- ロ 災害時要配慮者からの相談対応
- ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- ホ 福祉避難所の設置（第 2 条第 2 項に基づき設置する場合を除く。）

③ 支出対象経費

「福祉サービスの提供」を実施するに当たり必要な場合は、「福祉サービスの提供」のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

④ 留意事項

今後、速やかに、災害救助事務取扱要領を改正し、更なる制度の詳細について周知する予定。あわせて、厚生労働省において、DWAT の活動に関するガイ

ドラインである「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（災害時の福祉支援体制の整備について（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別添）を改正している。

福祉施設や福祉サービスの機能が回復されるまでの間は、福祉部局と連携し必要な支援を継続するよう努めるとともに、機能回復に向けた応援派遣や必要物資・資機材の調達などについて、災害発生前から適切な準備をすること。

各市町村における避難行動要支援者に対する個別避難計画が、要配慮者への実効性の高い避難支援に向けて作成が進められるよう、必要な支援の強化を図ること。

2 従事命令（第7条関係）

都道府県知事等が行う「福祉サービスの提供」が確実に行われるよう、医療、土木建築工事又は輸送関係者と同様、都道府県知事等が救助に関する業務に従事させることができる者として「福祉関係者」を規定した（第7条第1項）。

一方で、福祉関係者に対する従事命令の権限の行使は、人命を守るに当たって、万が一の場合に備えた、いわば、最後の手段であり、その運用の状況によっては、国民の権利や自由に対する侵害又はその財産に対する制限となり得るものであるため、その濫用は厳に慎み、真に必要やむを得ない場合に限り行使されるべきものである。

① 従事命令の具体的な範囲

福祉関係者の具体的な範囲については、政令で定めることとされており（第7条第3項）、整備等政令による改正後の災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第4条第3号及び改正府令による改正後の災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第1号）第4条の2において、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び相談支援専門員を規定した。

② 公用令書の交付

都道府県知事等が従事命令を発する場合には、手続の明確を期するため、公用令書（様式については「災害救助法施行細則（例）」を参照）を交付しなければならない（第7条第4項）。

公用令書には、次の事項を記載しなければならない（災害救助法施行規則第4条第1項）。

- ・ 命令を受ける者の氏名、職業、出生の年月日及び居住の場所
（法人その他の団体についてはその名称、事業の種類及び主たる事務所の所在地）
- ・ 従事すべき業務

- ・ 従事すべき場所及び期間
- ・ 出頭すべき日時及び場所
(法人その他の団体については従事すべき業務の内容計画)
- ・ その他必要と認める事項

③ 実費の弁償について

都道府県知事等は、従事命令により、福祉関係者を救助の業務に従事させた場合には、その実費を弁償しなければならないこととされている（第7条第5項）。また、実費弁償に関して必要な事項は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定めることとされているが、同告示上の福祉関係者の取扱いについては、同告示第15条第1号と同様の取扱いをする。

④ 扶助金の支給について

救助に関する業務に従事する福祉関係者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法施行令の定めるところにより扶助金を支給することとした（第12条）。

扶助金の支給について、災害救助法施行令上の福祉関係者の取扱いについては、医療関係者などと同様とする。

⑤ 罰則

第7条第1項の規定による従事命令に従わなかった福祉関係者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処することとした（第32条第1号）。

3 登録被災者援護協力団体に対する協力命令（第8条関係）

都道府県知事等が行う救助が確実に行われるよう、都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができることとした（第8条第2項）。

① 実費の弁償について

登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならないこととした（第8条第4項）。

なお、当該実施弁償に当たっては、従事命令に係る実費弁償と同様に、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が必要な事項を定めることとしているため（災害救助法施行令5条）、留意されたい。

② 扶助金の支給について

救助に関する業務に協力する登録被災者援護協力団体が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法施行令の定めるところにより扶助金を支給することとした（第12条）。

4 登録被災者援護協力団体に対する情報提供の求めとその提供（第31条の2関係）

登録被災者援護協力団体は、発災時、市町村長と連携し、被災者の援護を実施することが重要であることから、登録被災者援護協力団体は、都道府県知事等に協力して救助を行った者について、市町村長から、情報提供の求めがあったときは、自ら保有する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所）を提供することとした（第31条の2）。

Ⅲ 内閣府設置法等の一部改正

「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」において、「今後の大規模災害に備え、災害応急対策から復旧・復興、生活・生業再建支援まで、政府一体となった一連の取組を高度・総合的に調整し、円滑に業務を進めるための体制を検討する。」とされたことも踏まえ、頻発化・激甚化する風水害や今後発生が危惧される大規模災害への対応を強化するため、平時の災害予防、発災時の災害応急対策から復旧・復興までに係る災害対応全般の司令塔として、総合調整を担う次官級職員である防災監を設置することとした。なお、これに伴い、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく復興対策本部などの本部員に、防災監を追加することとした。

Ⅳ その他所要の規定の整備

1 原子力災害対策特別措置法の一部改正

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）においては、原子力災害について、災害対策基本法を読み替えて適用することとされているところ、読替えについて所要の規定整備を行うものである。

2 その他関係法律の一部改正

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）について、災害対策基本法の一部改正に伴い所要の規定整備を行うものである。

第2 その他

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要については、公布日通知における別紙を参照されたい。

また、改正法における改正内容中、水道法の一部改正に係るものについては、同法を所管する国土交通省から別途通知されるため、当該通知を参照されたい（令和7年6月24日付け都道府県知事、国土交通大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者宛て国水企第34号）。